

一宮町庁舎建設推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 一宮町新庁舎の建設に関して、総合的な見地から必要な事項を調査・検討し、庁舎建設を推進することを目的として、一宮町庁舎建設推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査検討するものとする。

- (1) 町庁舎の移転の時期、適地の検討、規模及び内容、資金計画など新庁舎の建設に関し必要な事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、関連する事項

(構成)

第3条 委員会は、次の職にある者をもって構成する。

- (1) 副町長
- (2) 教育長
- (3) 総務課長
- (4) まちづくり推進課長
- (5) 税務課長
- (6) 住民課長
- (7) 福祉健康課長
- (8) 都市環境課長
- (9) 産業観光課長
- (10) 教育課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には副町長をもって充て、副委員長には教育長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 3 委員長は、会議の都度検討内容について町長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年6月9日から施行する。